

岩手県社会福祉事業団女性活躍推進行動計画

当事業団では、女性活躍推進法第8条の規定に基づき、女子職員が各自の個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍できるようにするため、環境の整備を行うことを目的とし、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成30年4月1日 ～ 平成33年3月31日

2 目標

管理職に占める女子職員の割合を35%以上にする。

3 取り組み内容

- (1) 女子職員が活躍している職場であることをPRした採用情報の発信を行う。
- (2) 職場と家庭の両立支援に関する休暇や諸制度等の活用について、パンフレット等により全職員に周知する。
- (3) 女子職員の管理者育成を目的としたキャリア研修への積極的な参加の促進を行う。
- (4) 働き方改革に向けた取り組みとして、毎週1日以上ノー残業デーの設定と実施率90%以上を目指すために、全職員への周知と上長による業務分担の見直し等のマネジメントの推進を行う。